

その他 委員からの指摘事項

外皮基準の適用を除外できる住宅の判断に関するガイドライン案(概要)

建築物省エネ法に基づき所管行政庁が地域の気候及び風土に応じた住まいづくりの観点から適切と認めるための判断に関するガイドラインを整備予定。このガイドラインを参考にして所管行政庁が指針を策定し、認定を行う。

○外皮基準の適用を除外できる住宅とは

地域の気候及び風土に応じた①様式・形態・空間構成、②構工法、③材料・生産体制、④景観形成及び⑤住まい方などの特徴を多面的に備えている住宅であり、かつ、その特徴に付随して、外皮基準の達成を困難にすると想定される要素を含む住宅である。

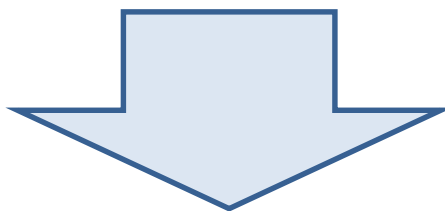
観点	地域の気候及び風土に応じた住まいに特徴付けられる要素の例
①様式・形態・空間構成	続き間、縁側、玄関(風除室)、高天井、吹き抜け、引戸形式の内部建具、欄間、深い軒庇、越屋根、大きな窓(掃出し、連窓、引込み形式等)、地窓、高窓・天窓、外部床(照り返しを抑制する素材)、中庭・坪庭、屋敷林
②構工法	無垢材である製材の使用、断面が大きな構造材の使用、部材現し(軸組・床組・たるき・小屋組)、貫・差鴨居等の軸組、土塗壁【このうち、外壁両側を真壁としたもの】、板壁(落とし込み板壁)【このうち、外壁両側を真壁としたもの】、丸太組構法【このうち、外壁両側を丸太現しにしたもの】、開放的な床下(石場建て・足固め等)、和小屋組(多重梁)、さす構造・たるき構造・登り梁、 <u>せがい造り・はね木(出し梁)</u> 、 <u>面戸板現し</u> 、金物類の非使用、手刻みによる加工・伝統的な継手仕口、瓦屋根、 <u>茅葺き屋根</u> 、 <u>板葺き</u> ・ <u>樹皮葺き</u> 、荒板による屋根野地、屋根通気ブロック、板張り壁(外壁)、雁木、高基礎壁、花ブロック、木製建具【このうち、現場製作のもの】、 <u>下地窓</u> ・ <u>無双窓</u> 、雨戸、紙障子、格子、塗壁(漆喰塗・珪藻土塗)、板張り壁(内壁)、 <u>竿縁天井</u> ・ <u>網代天井</u> ・ <u>簀子天井</u> 、土間(三和土(たたき))、畳(稲わら畳床)、床板張り仕上げ、自然材料系断熱材、調湿材、古色塗り・漆塗り等
③材料・生産体制	地域産の木材の使用、地域産の自然素材の使用、地域で生産される建材の使用、地域の住宅生産者が主導する体制、地域の大工・建築職人の登用
④景観形成	地域に根ざす建物形態・材料の使用、周囲と調和・連担した外構・緑化計画、地域の植生を活用した緑化、緑の連担による生物の生息環境の保全
⑤住まい方	日常生活空間の縮小化、季節に応じた生活習慣(打ち水・風鈴等)、局所的な採暖器具の利用(囲炉裏・炬燵等)、雨戸等の開け閉めをする生活習慣、すだれ・よしずの利用、雪囲いの利用

※下線部は外皮基準の達成を困難にすると想定される要素の例で、これらの要素を含むものが、適用除外認定の対象となる。

外皮基準の適用を除外できる住宅に関するパブコメの主な意見

パブコメにおける主な意見

- 参考資料で示された外皮基準の適用を除外できる住宅の判断に関するガイドラインは、地域の気候風土に応じたすまいづくりを生かせるものであり、「真の省エネ」を目的にしているようで大変よい。
- 適用除外対象は、両面真壁のみでなく、片側真壁や大壁を含めて幅広く土壁のあり方を認めるべき。
- ガイドラインの整備を進めるにあたっては、建築実務者、温暖地の専門家を交えて検討すべき。



ガイドライン策定に向け、建築実務者等との意見交換を踏まえて引き続き検討していく。

建築物省エネ法における建材・設備等の性能値の取扱いについて

現状 (省エネ法の運用)

- 住宅においては、JIS等に定める技術的基準の普及が相当程度なされ、一定の性能の達成が一般的になされていると認められているものを除き、第三者認証又は自己適合宣言^(※)により試験品質及び生産品質の確認を求めている。(一社)住宅性能評価・表示協会のHPでは、品質の確保された建材・設備の性能値を参考に掲載しており、第三者認証または自己適合宣言等いずれの方法で品質が担保されているかについても情報提供している。
 - 非住宅においては、規格がない一品生産モノも多いが、性能値の確認方法が定まっていない状況。現行省エネ法の届出制度においては、建材・設備等の性能値については、メーカーのカタログ等で確認している。
- ※JIS Q 1000に基づく当該製品に係る製品規格のJISへの自己適合宣言、JIS Q 17050-1に基づく当該規格等への適合宣言等を指す。

対応案

- 非住宅の試験品質及び生産品質の確認について、原則として、JISや業界規格を基に確認することとし、根拠となるJISや業界規格を国で整理した上で、国等で公表する(新たな業界規格が出来た場合等には適宜追加していく)。一品生産モノ等、規格がないものについては、当分の間、第三者認証又は自己適合宣言により対応を検討していく。

(参考)品確法における規格がない建材等の扱い

		生産品質の確認		
		第三者機関によるもの	自己適合宣言によるもの	自社によるもの
試験品質の確認	第三者機関によるもの	○	△	▲
	自己適合宣言によるもの	△	△	▲
	自社によるもの	×	×	×

○: 表示された建材等の性能により確認することができる。

△: 当分の間、○と同様に扱うこととする。

▲: 比較的容易にサンプル品と個別の住宅に使用される建材等との性能の同定が可能なものは○と同様に扱うこととし、同定が困難なものは第三者性のないものとして扱うこととする。

×: 第三者性のないものとして扱うこととする。

(参考)低炭素法に基づく住宅における自己適合宣言等の確認について

自己適合宣言書

JIS Q 17050-1に基づく自己適合宣言書

文書番号 : []

発行者の名称 : []
発行者の住所 : []

宣言の対象 : ルームエアコンディショナー
(別添「平成25年省エネルギー基準評価対象製品一覧」参照)

上記の宣言の対象は、次のJISの要求事項に適合しています。

<JIS番号>	<規格名称>	<発効年月日>
JIS C 9612	ルームエアコンディショナー	2013年版
JIS B 8615-1	エアコンディショナー 第1部:直吹き型エアコンディショナーとヒートポンプ 定格性能及び運転性能試験方法	2013年版

追加情報 :
・適合性能項目 : 定格冷房能力、定格冷房消費電力、定格暖房能力、定格暖房消費電力
・別添の製品は、ISO9001に基づいた品質管理体制で供給されます。

問合せ先 : 株式会社 []
TEL: [] FAX: []

代表者又は代理人の署名 : []

発行日 : 2014年06月16日
発行場所 : []
収蔵名・氏名 : []

第三者認証等

JIS製品認証書

認証番号 : []
認証者名 : []

貴社(事業所)のJIS製品は、本協会の審査の結果、下記及び付属書のとおり日本工業規格への適合性の認証に関する省令に適合していることを証します。

- 記
1. 認証製品 給水栓
 2. 適用 JIS JIS B 2061
 3. 認証契約日 平成 19 (2007) 年 8 月 1 日
 4. 更新年月日 平成 25 (2013) 年 4 月 1 日
 5. 有効期限 平成 28 (2016) 年 3 月 31 日
 6. 認証方法 一般認証

公益社団法人 日本水道協会

交付年月日 平成 25 (2013) 年 4 月 1 日

JIS製品認証書附属書

附属書番号 : []
認証番号 : []

名称・所在地

1. 認証者 株式会社 []
2. 認証工場 []

認証製品及び種類
給水栓:
単水栓、湯水混合水栓、止水栓、ボールタップ、洗淨弁、洗淨水栓

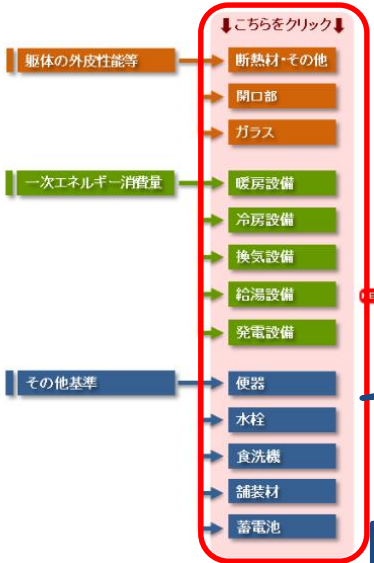
認証に係る法の根拠条項:
工業標準化法第 19 条第 1 項

公益社団法人 日本水道協会

交付年月日 平成 25 (2013) 年 4 月 1 日

温熱・省エネ設備機器等ポータルサイト

お探しの設備・部材等カテゴリーをクリックしてください。



設備・部材のツリー図を表示

ポータルサイト

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会が、建材、設備機器等の性能値や試験品質、生産品質の確保状況についての情報を集約し、ポータルサイトにて情報を公開することで審査を円滑に行うことができる。

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会

低炭素認定住宅部品等検索データベース

暖房設備> ルームエアコンディショナー (JIS B 8615-1 に基づく性能値)

各事業者等の「ルームエアコンディショナー」は、以下のリンク先に表示されています。
ご覧にならない事業者等も含め、必ずしも「自己適合」した事業者等の案内ページが別ウィンドウ(または別タブ)にて開きます。

1. ○工業株式会社
2. 株式会社△空調
3. □電機株式会社
4. ◇空調株式会社
5. ○工業株式会社
6. 株式会社△空調
7. □電機株式会社
8. ◇空調株式会社

各事業者のリンク先の製品性能紹介ページより自己適合宣言書等入手

(参考)性能値の確認方法の例(自己適合宣言書を添付、JISマークの表示)

自己適合宣言書を添付

JIS Q 17050-1に基づく自己適合宣言書

番号 XXXXXXXXXX

発行者の名称 XXXXXXXXXX
 発行者の住所 XXXXXXXXXX

宣言の対象 ルームエアコン(付属書参照)

上記の宣言の対象は、次の文書の要求事項に適合している。

〈JIS番号〉 〈規格名称〉
JIS C9612 ルームエアコンディショナー 規格に準拠

追加情報：
 弊社はISO9001に基づく品質管理体制により、上記製品の供給を行います。
 支援文書として以下の書類を用意しておりますので、必要に応じてご請求ください。
 ・ ISO9001 認証書
 ・ JIS認証書 (ルームエアコンディショナー)

問合せ先：
XXXXXXXXXX


代表者又は代理者の署名：
XXXXXXXXXX

初版発効日：2015年 XX月 XX日
 発行場所：XXXXXXXXXX
 役職名・氏名：XXXXXXXXXX

この文書は、JIS Q 17050-1に基づき作成された自己適合宣言書である。

JISマークの表示による場合


設備 ルームエアコンディショナーのJIS B 8615-1に基づく性能は以下の通りです。

名称	型番	冷房 定格能力 (W)	冷房定格 消費電力 (W)	定格冷房 能力の区分	定格冷房エネルギー消 費効率の区分	性能確認方法 の区分	区分Aである こと証する 認証マーク等
壁掛けタイプ		2200	430	2.2kW以下	ろ	A	
壁掛けタイプ		2500	510	2.2kWを超え2.5kW以下	ろ	A	
壁掛けタイプ		2800	515	2.5kWを超え2.8kW以下	い	A	
壁掛けタイプ		2800	495	2.5kWを超え2.8kW以下	い	A	
壁掛けタイプ		3600	880	3.2kWを超え3.6kW以下	ろ	A	
壁掛けタイプ		3600	835	3.2kWを超え3.6kW以下	ろ	A	
壁掛けタイプ		4000	1,110	3.6kWを超え4.0kW以下	は	A	
壁掛けタイプ		4000	890	3.6kWを超え4.0kW以下	い	A	
壁掛けタイプ		5600	1,720	5.0kWを超え5.6kW以下	い	A	
壁掛けタイプ		6300	2,010	5.6kWを超え6.3kW以下	い	A	
壁掛けタイプ		7100	2,530	6.3kWを超える	い	A	
壁掛けタイプ		8000	3,000	6.3kWを超える	い	A	
壁掛けタイプ		2200	520	2.2kW以下	は	A	
壁掛けタイプ		2500	640	2.2kWを超え2.5kW以下	は	A	
壁掛けタイプ		2800	770	2.5kWを超え2.8kW以下	は	A	
壁掛けタイプ		3600	1,190	3.2kWを超え3.6kW以下	は	A	
壁掛けタイプ		4000	1,320	3.6kWを超え4.0kW以下	は	A	
壁掛けタイプ		5600	2,370	5.0kWを超え5.6kW以下	は	A	
壁掛けタイプ		6300	2,350	5.6kWを超え6.3kW以下	は	A	
壁掛けタイプ		7100	2,850	6.3kWを超える	い	A	
壁掛けタイプ		2200	595	2.2kW以下	は	A	
壁掛けタイプ		2500	680	2.2kWを超え2.5kW以下	は	A	
壁掛けタイプ		2800	770	2.5kWを超え2.8kW以下	は	A	
壁掛けタイプ		3600	1,210	3.2kWを超え3.6kW以下	は	A	
壁掛けタイプ		4000	1,350	3.6kWを超え4.0kW以下	は	A	
壁掛けタイプ		5600	2,370	5.0kWを超え5.6kW以下	は	A	
壁掛けタイプ		2200	590	2.2kW以下	は	A	
壁掛けタイプ		2500	680	2.2kWを超え2.5kW以下	は	A	
壁掛けタイプ		2800	770	2.5kWを超え2.8kW以下	は	A	
壁掛けタイプ		3600	1,210	3.2kWを超え3.6kW以下	は	A	
壁掛けタイプ		4000	1,350	3.6kWを超え4.0kW以下	は	A	

(自己適合宣言書の付属書)



設備 ルームエアコンディショナーのJIS B 8615-1に基づく性能は以下の通りです。

名称	型式番号	冷房 定格能力 (W)	冷房定格 消費電力 (W)	定格冷房 能力の区分	定格冷房エネルギー消 費効率の区分	性能確認方法 の区分	区分Aである こと証する 認証マーク等
壁掛けタイプ		5600	1,720	5.0kWを超え5.6kW以下	い	B-2	
壁掛けタイプ		6300	2,010	5.6kWを超え6.3kW以下	い	B-2	
壁掛けタイプ		2200	440	2.2kW以下	ろ	B-2	
壁掛けタイプ		2500	520	2.2kWを超え2.5kW以下	ろ	B-2	
壁掛けタイプ		2800	585	2.5kWを超え2.8kW以下	ろ	B-2	
壁掛けタイプ		4000	1,010	3.6kWを超え4.0kW以下	ろ	B-2	
壁掛けタイプ		5600	1,750	5.0kWを超え5.6kW以下	ろ	B-2	
壁掛けタイプ		6300	2,050	5.6kWを超え6.3kW以下	い	B-2	
壁掛けタイプ		2800	555	2.5kWを超え2.8kW以下	い	B-2	
壁掛けタイプ		4000	950	3.6kWを超え4.0kW以下	い	B-2	
ビルトインタイプ		2800	720	2.5kWを超え2.8kW以下	は	B-2	
ビルトインタイプ		4000	1,370	3.6kWを超え4.0kW以下	は	B-2	

(参考)温熱・省エネ設備機器等ポータルサイト(非住宅版)

検索画面の入り口は一般社団法人 住宅性能評価・表示協会のトップページからとなる。下図、赤枠をクリックして次頁へ遷移。

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会

検索 サイト内検索はこちら

POWERED BY Yahoo! JAPAN 検索

当協会は品確法に基づく評価機関等で構成され、住宅性能表示制度の適切で円滑な運用を目指し活動しています。

HOME 評価機関等の検索 住宅性能表示制度関連 Q&A 統計情報 書籍・パンフレット

一般のお客様
一般の方に向け、さまざまな制度等を紹介いたします。
詳細を見る

長期優良住宅認定等に係る
技術的審査マニュアル(2015)
販売を開始しました!!

住宅性能表示制度
詳細を見る

長期優良住宅認定制度
詳細を見る
所管行政庁の検索
長期優良住宅情報公開システム

低炭素建築物認定制度
詳細を見る
所管行政庁の検索

BELS
Building Energy Labeling System
ベルサ
詳細を見る

部位別仕様表 DB 付き外皮計算システム
詳細を見る 事業者登録はこちら エクセル外皮計算シート

温熱・省エネ設備機器等ポータル
詳細を見る 事業者登録はこちら

書籍情報

住宅性能評価の実績戸数

住宅事例集

非住宅・住宅と入口を分けて作成予定

性能区分等の凡例を記載してあるページは以下の通り。「次へ」をクリックして、次頁へ遷移。

温熱・省エネ設備機器ポータルサイト(非住宅版)

本サイトでは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「建築物省エネ法」という。)に基づき、建築物の一次エネルギー消費量を算出する際に必要となる非住宅の建材・設備・部品等(以下「設備機器等」という。)の情報を掲載しております。次ページの各住宅部品をクリックすると、登録された事業者等の情報提供ページへ移動します。

新着情報

現在、新着情報はありません。

性能確認方法の区分について

各事業者等の情報提供ページに記載されている「性能確認方法の区分」は、以下の記号と対応しております。また、形状等で性能確認が可能な建材等についての性能確認区分は「一」で示しております。なお、ここでいう「生産品質」と「試験品質」の詳細につきましては(仮称)「建築物省エネ法に係る審査における設備機器等の性能確認方法に関するガイドライン」をご確認ください。

		生産品質		
		ISO登録工場又はJIS認証取得工場	第三者生産品質審査機関で審査実施	自己適合宣言(JIS Q 17050-1)
試験品質	第三者試験機関で試験実施	A		B-1
	第三者試験等審査機関で審査実施			
	自己適合宣言(JIS Q1000等)	B-2		C

なお、本検索サイトのリンク先における各事業者等の情報提供内容については、各事業者の責任において記載されております。リンク先の記載内容に関するご質問は、各事業者等の情報提供ページに記載のある問い合わせ先に直接お問い合わせください。

次へ



クリック

設備、部材等一覧ページは以下の通り。目的の κατηγοリーをクリックして、次頁へ遷移。(例:空調換気設備)



(参考)温熱・省エネ設備機器ポータルサイト(非住宅版) - 事業者一覧リンク

事業者リンク一覧ページは以下の通り。事業者名をクリックして、次頁へ遷移。(例: 空気調和設備)

※各事業者等表示順番は、ランダムに変わるものとする。

温熱・省エネ設備機器ポータルサイト(非住宅版)

一次エネルギー消費量 > 空気調和設備 > ルームエアコンディショナ (JIS B 8616 等に基づく性能値)

ご覧になりたい事業者等の名称をクリックしてください。その事業者等の案内ページが別ウインドウ(または別タブ)にて開きます。

1	〇〇工業株式会社
2	株式会社△□空調
3	□□電機株式会社
4	◇◇◇電機株式会社
5	×× 空調株式会社

クリック



カテゴリー一覧に戻る

一つ前に戻る

- 2015年12月中旬頃
温熱・省エネ設備機器等ポータルサイト
(非住宅版)開設
- 2015年12月中旬
～2016年3月末
各業界団体への周知
- 2017年4月頃
建築物省エネ法2年目施行予定
ポータルサイト本格運用